

市長選挙は5月14日(日)

～忘れずに投票しましょう～

つくばみらい市長選挙が5月7日(日)に告示され、5月14日(日)に投票が行われます。
新しく誕生したつくばみらい市の市政を任せる人を選ぶ大切な選挙です。あなたの1票を新しいまちづくりに反映させるためにも、必ず投票しましょう。

投票日

▼日時 5月14日(日) 午前7時から午後8時まで

投票日には必ず投票所入場券を持参してください。

入場券が届かないときや、万が一入場券を紛失された場合は、投票所の係員に申し出てください。本人であることを証明できるもの(運転免許証など)を提示の上、投票していただくこととなります。

投票資格

この選挙で投票できる方は、5月6日現在で調製するつくばみらい市の選挙人名簿に登録され、投票日当日まで有効に選挙人名簿に登録されている方です。

○昭和61年5月15日までに生まれた方

○3か月以上つくばみらい市内(伊奈町・谷和原村)に住所を有する方(平成18年2月6日までに転入手続きをした方)

期日前投票と不在者投票

投票日に、投票所へ行って投票できない方のために、期日前投票制度と不在者投票制度があります。

●期日前投票ができる人

投票日に、仕事・旅行などの予定がある方は、期日前投票ができます。

▼期間 5月8日(月)～5月13日(土)

▼時間 午前8時30分から午後8時まで

▼場所

- ・つくばみらい市役所伊奈庁舎1階ロビー
- ・つくばみらい市役所谷和原庁舎1階相談室

※投票する際は、投票所入場券を持参してください。

●不在者投票ができる人

市外に滞在・旅行中の方は、滞在・旅行先の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票ができますので、お早めに市選挙管理委員会に請求してください。投票用紙は滞在先へ郵送いたします。

す。

県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している人は、そこで不在者投票をすることができまので、病院・施設に申し出てください。

代理投票

身体の不自由や字が書けないなどの理由で、投票用紙に自署できない方は、投票所の係員に申し出てください。係員が秘密を厳守し投票のお手伝いをします。

郵便投票制度

身体に重度の障害があるため、投票所に行って投票することができない方には、自宅から郵便で投票できる郵便投票制度があります。

○身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が法定要件を満たしている方(両下肢、内臓機能、移動機能の障害の程度が1級または2級など)
○介護保険の要介護5に認定されている方
※詳しくは左表をご覧ください。

< 郵便投票制度を利用できる方 >

手帳など	障害名など	等級など
身体障害者手帳	肢体不自由(両下肢・体幹・移動機能)	1級・2級
	内部疾患(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	1級・3級
戦傷病者手帳	免疫機能障害	1級～3級
	肢体不自由(両下肢・体幹)	特定事項～第2項症
	内部疾患(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	特別事項～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

※上肢または視覚障害が1級・特別項症から第2項症の方は、申請により代理人記載ができます。